

障害福祉サービスを提供する事業所又は施設

施設・事業所種別	
障害福祉サービス事業 居宅介護を行う事業所	障害福祉サービス事業 重度訪問介護を行う事業所
障害福祉サービス事業 同行援護を行う事業所	障害福祉サービス事業 行動援護を行う事業所
障害福祉サービス事業 療養介護を行う事業所	障害福祉サービス事業 生活介護を行う事業所
障害福祉サービス事業 短期入所を行う事業所	障害福祉サービス事業 重度障害者包括支援を行う事業所
障害福祉サービス事業 就労継続支援を行う事業所	障害福祉サービス事業 共同生活援助を行う事業所
障害児通所支援事業を行う施設	盲ろうあ児施設
児童発達支援センター	肢体不自由児施設
障害児入所施設	重症心身障害児施設
知的障害児入所施設	身体障害者更生援護施設
知的障害児通園施設	障害者支援施設
児童デイサービスを行っている施設	

- ・上記の施設・事業所で、利用者に直接サービスを提供する業務が対象となり、相談業務や施設長業務は含まれません。
- ・上記の施設・事業所以外へ転職した場合、福祉に係る施設・事業所であっても返還となります。
- ・上記の施設・事業所において、主たる業務が利用者に直接サービスを提供する業務以外（相談業務や施設長業務）となった場合は返還となります。